

令和6年度

岡山県西部衛生施設組合予算書

令和 6 年度岡山県西部衛生施設組合予算

令和 6 年度岡山県西部衛生施設組合の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5, 0 4 9, 6 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 5 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

岡山県西部衛生施設組合

管理者 笠岡市長 小林嘉文

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,612,866
	2 負担金	3,612,866
2 使用料及び手数料		28,737
	1 使用料	28,737
3 国庫支出金		1,391,837
	2 国庫補助金	1,391,837
4 財産収入		3
	1 財産運用収入	3
5 繰入金		7,469
	2 基金繰入金	7,469
6 繰越金		10
	1 繰越金	10
7 諸収入		8,678
	1 預金利子	10
	2 雑入	8,668
歳入合計		5,049,600

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
広域連携拠点施設(熱利用施設) 建設事業	令和6年度～令和8年度	1,435,698千円に消費税額及び地方消費税額を加算した額
広域連携拠点施設(熱利用施設) 維持管理運営事業	令和6年度～令和27年度	997,671千円に消費税額及び地方消費税額を加算した額